

児童手当のご案内

●児童手当とは・・・

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

●支給対象者

高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方で、佐渡市に住民登録のある方（生計中心者）。

※公務員の方（行政独立法人や公益法人等への派遣職員は除く）は、勤務先で手続きをしてください。

●申請手続き

○児童が生まれときや、児童手当の受給者が他の市区町村から転入したときは、佐渡市に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先でのお手続きとなります）。

○児童の保護者のうち、生計中心者（所得が高い方）が申請をしてください。

○原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

●支払い月

○原則として、令和6年12月以降は、偶数月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 12月の支給日には、10・11月分を支給します。

○支払日は、10日です。ただし、金融機関の休日にあたる場合は、その前の営業日に振込します。

● 手当額（月額）

【令和6年10月分（12月支給分）以降】児童の年齢や人数により、支給額が異なります。

		改正前（令和6年9月分まで）		改正後（令和6年10月分から）	
手当額	3歳未満	15,000円		第1子・2子 15,000円	第3子以降 30,000円
	3歳以上～小学校修了前	第1子・2子 10,000円	第3子以降 15,000円	第1子・2子 10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生年代			10,000円	
	特例給付	5,000円			
所得制限		あり		撤廃	
多子加算の算定対象		18歳到達後の最初の年度末まで		22歳到達後の最初の年度末まで <small>※監護・生計の負担がある子のみ</small>	

児童のカウント方法

○児童手当の支給対象となる児童は、高校生年代までですが、児童の人数を数えるときは、保護者に経済的負担がある大学生年代（22歳到達後、最初の3月31日まで）の子※まで数えます。 ※以下、“大学生年代の子”とする

◎大学生年代の子を含める場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

※4月1日が22歳の誕生日の場合は、22歳到達日は誕生日前日の3月31日となります。

多子カウントのポイント

以下に該当する児童を、年齢の高い順に「第1子」、「第2子」、「第3子」…とかぞえます。

- ・ 請求者（受給者）が養育している、3月31日時点で0歳～18歳の児童。
- ・ 請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担（仕送り等）をしている、3月31日時点で大学生年代の子。

● 「監護相当・生計費の負担についての確認書」について

受給者が生計費を負担している大学生年代の子と、0歳から高校生年代までの児童との合計人数が3人以上の方は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することで、大学生年代の子を、多子カウントの対象に含めることができます。

※受給者が生計費を負担しているとは…

- ①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている（子の面倒を見ている）
- ②生計費を負担している（受給者の収入により日常生活の全部または一部を営んでおり、これを欠くと通常の生活水準をいじることができない状態。）
 - 別居で仕送りしている場合も含まれます。
 - 子の進学・就職等の状況にかかわらず、こうした経済的負担がある場合を意味します。
 - 児童手当を現在受給中の方も、新規で認定請求、額改定請求をする方も、「子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある大学生年代の子を監護している」場合は、確認書の提出が必要です。

※確認書の提出後、監護相当・生計費の負担をしている事実がなくなった場合は、随時変更の申立てが必要です。監護・生計の状態に疑義が生じた場合、調査後、場合によっては手当の返還が生じることがあります。

手当拡充前			→	手当拡充後		
大学生 1人	手当対象外	カウント対象外		大学生 1人	手当対象外	カウント対象 1人目
高校生 1人	手当対象外	カウント対象 1人目	高校生 1人	月額1万円	カウント対象 2人目	
小学生 1人	月額1万円	カウント対象 2人目	小学生 1人	月額3万円	カウント対象 3人目	

▼

月額合計 1万円

▼

月額合計 4万円

「監護相当・生計費の負担
についての確認書」提出

高校3年生年代の児童がいる方へ

子が3人以上おり、上の子が18歳年度末の到来後も、受給者に経済的負担がある場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

対象児童がおり、佐渡市から児童手当を支給している受給者には、令和7年3月頃に、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を送付する予定です。書類が届きましたら、お手続きをお願いします。

●所得制限撤廃について

令和6年9月分の手当までは所得制限がありますが、令和6年10月分の手当から所得制限が撤廃されます。

児童を養育している方の所得が所得制限限度額（下記表①）以上で、かつ所得制限限度額（下

記表②) 未満の方は、手当区分が特例給付(児童1人あたり5,000円)となっていましたが、令和6年10月分(令和6年12月支給分)からは、受給者の所得によらず手当を受給できます。お手続きは不要です。

	①所得制限限度額	①所得制限上限額
扶養親族等の数	所得額	所得額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

※扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算(所得額ベース)

※70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる場合は、1人につき6万円を加算(所得額ベース)

- **所得が所得上限限度額以上のために児童手当支給対象外だった方が所得制限撤廃にともない児童手当を受給するには、改めて認定請求書の提出が必要です。**

令和6年9月分までは所得制限があります。受給者の令和6年度所得(令和5年1月～12月の所得)が所得上限限度額以上の場合、支給対象外となり、支給事由消滅通知が送付されます。令和6年10月分以降の手当について、改めて認定請求書の提出が必要です。

○令和6年10月15日(火)までの申請…令和6年12月10(火)に10月、11月分を支給

○令和7年3月31日(月)までの申請…令和6年10月分に遡って順次支給

◎令和7年4月以降申請…申請月翌月分からの支給

※一次期限を過ぎて提出した場合、令和6年12月には支給されませんが、二次期限までに提出すると令和6年10月分に遡って支給されます。

※二次期限を過ぎて提出した場合、申請の翌月からの支給対象となります。